

# 兵庫県公報

平成20年7月11日 金曜日 第1995号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
土地改良区の定款の変更認可（同）	1
保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
同上（同）	2
保安林の指定の予定通知（同）	2
同上（同）	3
同上（同）	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課）	4
公 告	
軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	7
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
同上（西播磨県民局）	9
入札公告（管理課）	10

## 告 示

### 兵庫県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 神戸市栄・木幡土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤岡 勉	神戸市西区押部谷町栄652番地の2

##### 就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	國廣 勲	神戸市西区押部谷町栄358番地の1

### 兵庫県告示第710号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
荒井土地改良区	平成20年6月26日

## 兵庫県告示第711号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南あわじ市広田広田字宮林1504の137から1504の148まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第712号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
淡路市草香北字亀ヶ熊105の2、126の1、126の2、128の1、128の2
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 兵庫県告示第713号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町加美区箸荷字前山465の30
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山465の30（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 兵庫県告示第714号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

加西市上芥田町字山居976の1、976の20、983

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山居976の1・983（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 兵庫県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

多可郡多可町加美区観音寺字村下207の1、字馬所393の1、393の4、393の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字村下207の1（次の図に示す部分に限る。）、字馬所393の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第716号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
グローリー機器株式会社  
姫路市御国野町国分寺67  
取締役社長 田 富 直 樹
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
グローリー機器株式会社 福崎工場  
神崎郡福崎町西治860 - 3
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設			
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
能	力	650m <sup>3</sup> /時		同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設		既 設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設		既 設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許 可 後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～19時 9時間		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5	4	5	4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	140	100	140
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	140	100	140
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	250	100	250
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	250	300	40	60

りん含有量 (単位 mg/L)	200	240	200	240
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	60	70	60	70
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	60	70	60	70
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	-	-	3	7
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)	104	106	104	106

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	廃水処理施設							
		変更前				変更後			
変更前後の区分									
型	式	日立化成工業株式会社製				同左			
構	造	鋼板及びコンクリート造				同左			
主要寸法(単位メートル)		8×4.5(7.15)×28、 7.85×4.83×10.425				同左			
能	力	120m <sup>3</sup> /日				同左			
汚水等の処理方式		中和+凝集沈殿 +接触ばつ気+活性炭				同左			
工事着手予定年月日		既設				既設			
工事完成予定年月日		既設				既設			
使用開始予定年月日		-				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同左			
使用時間の季節的変動の概要		なし				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5	4	6.5 ~ 8	6.5 ~ 8	5	4	6.5 ~ 8	6.5 ~ 8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	140	15	20	100	140	15	20
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	140	15	20	100	140	15	20
浮遊物質 (単位 mg/L)	100	250	15	20	100	250	15	20	

水等の汚染状態の通常値及び最大の値	窒素含有量 (単位 mg/L)	250	300	31	41	40	60	31	41
	りん含有量 (単位 mg/L)	200	240	1以下	1	200	240	1以下	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	60	70	1以下	1	60	70	1以下	1
	亜鉛含有量 (単位 mg/L)	60	70	1	1.5	60	70	1	1.5
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	-	-	-	-	3	7	2.3	6.5
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量(単位 m <sup>3</sup> /日)		104	120	104	120	104	120	139	170

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 1	No. 2 ~ No. 14	No. 1	No. 2 ~ No. 14
排水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	139	雨水専用排水口	139	変更なし
	最大	170		170	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8~8.6		5.8~8.6	
	最大	5.8~8.6		5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	15		15	
	最大	20		20	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	15		15	
	最大	20		20	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	15		15	
	最大	20		20	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	31		31	
	最大	41		41	
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	1以下		1以下	
	最大	1		1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	1以下	1以下		
	最大	1	1		
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	通常	1	1		
	最大	1.5	1.5		

ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	-	2.3
	最大	-	6.5

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年7月11日から同年8月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び神崎郡福崎町住民生活課

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告  
次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
船舶	A5832	平成20年7月31日	姫路市五軒邸1-38 平 康 建 児	中播磨県民局	平成20年6月9日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市貝原字溝向へ258番1、259番1、260番1、261番2の一部、261番3、261番4、261番5の一部、262番1、262番2、263番、265番、267番1から267番3まで、269番1、276番1、277番1、279番、283番から285番まで、286番1、286番3、287番、289番1、289番3

同 市貝原字町田292番1、292番4、292番5、293番3、294番1、294番2、294番6、295番1、295番3、296番1、296番2、297番2、298番1、298番2の一部、298番3の一部、299番1、299番7、300番5、300番6

同 市貝原字中垣内241番の一部、243番1、248番3、249番3、250番3、251番3、252番2

同 市西垂水字北安256番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加東市社1777番1

みのり農業協同組合 代表理事組合長 上 羅 堯 己

3 許可年月日及び許可番号

平成20年6月6日

兵庫県指令北播(建)第1-2号(20加東)

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年7月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキE X 明石店

所在地 明石市茶園場町1609番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

ダイキ株式会社 佐藤 一郎 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

ダイキ株式会社 山下 雄輔 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

イ 変更後

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

ダイキ株式会社 佐藤 一郎 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

ダイキ株式会社 山下 雄輔 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

マックスバリュ西日本株式会社 原田 昭彦 姫路市北条口四丁目4番地

イ 変更後

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

ダイキ株式会社 佐藤 一郎 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

マックスバリュ西日本株式会社 藤本 昭 姫路市北条口四丁目4番地

(3) 駐車場の収容台数

ア 変更前

952台

イ 変更後

700台

(4) 荷捌き施設の面積及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

452平方メートル

イ 変更後

523平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

77立方メートル

イ 変更後

192.9立方メートル

4 変更年月日

3の(1)及び(2)：平成18年11月22日ほか

その他：平成21年2月27日

5 届出年月日

平成20年6月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年7月11日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成20年11月11日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年7月11日

西播磨県民局長 岡田 泰介

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 銀ビルストアー上郡店

所在地 赤穂郡上郡町山野里2338 - 1

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

株式会社銀ビルストアー 大塚 英木 姫路市南町31番地

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

株式会社銀ビルストアー 大塚 英木 姫路市南町31番地

ベーカリーアンドカフェアルル 八木 英俊 たつの市日飼253 - 16

## イ 変更後

氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所

株式会社銀ビルストアー 大塚 英木 姫路市南町31番地

## (2) 駐車場の収容台数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

## ア 変更前

91台

## イ 変更後

124台

## (3) 駐輪場の収容台数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

## ア 変更前

52台

## イ 変更後

102台

## (4) 荷捌き施設の面積及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

## ア 変更前

15.5平方メートル

## イ 変更後

33.5平方メートル

## (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

## ア 変更前

出入口4箇所

## イ 変更後

入口1箇所、出入口4箇所

## 4 変更年月日

3の(1)：平成20年3月11日

その他：平成21年2月14日

## 5 届出年月日

平成20年6月13日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成20年7月11日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成20年11月11日

## (2) 提出先

西播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年7月11日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

除雪トラック2台

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成20年11月28日(金)

## (4) 納入場所

豊岡土木事務所 豊岡市幸町7-11

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 長嶺  
電話(078)341-7711 内線4936
  - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成20年7月11日(金)から同月25日(金)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成20年8月21日(木)午後1時30分 兵庫県西館1階 小入札室
  - (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成20年8月20日(水)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
  - (5) 電子入札  
本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。  
ア 申込書の提出は、平成20年7月11日(金)午前9時から同月25日(金)午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。  
イ 電子入札は、平成20年8月15日(金)午前9時から同月21日(木)午後1時30分までに行うこと。  
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。
- 4 入札者に求められる義務
- (1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成20年7月25日(金)午後4時までに前記3の(1)に提出すること。  
ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類  
イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)ほか関係法令等に基づく基準に適合した車両を供給できることを証明する書類
  - (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア、イの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年8月19日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
  - (4) 入札に関する条件  
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。(電子入札を除く)

く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased: Snow Removing Track 2 vehicles

(3) Delivery period: November 28, 2008

(4) Delivery place: Toyooka Public Works Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00, July 25, 2008

(6) Deadline for tender:

13:30, August 21, 2008 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00, August 20, 2008 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Nagamine, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936